

第9回「政策推進作業部会」議事概要

日時 平成24年11月15日(木) 14:00~16:10
場所 中央合同庁舎第四号館 全省庁共用 1214 特別会議室
出席者 委員：常本部長、阿部委員、大西委員、加藤委員、菊地委員、佐々木委員、
佐藤委員、篠田委員、本田委員、丸子委員
事務局：小西審議官、内閣参事官ほか
傍聴：財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省ほか

議事

1 平成25年度アイヌ政策関係概算要求の状況について

- 平成25年度アイヌ関係予算の概算要求状況について報告する。

まず、象徴空間の具体化に関する経費。これは、文科省及び国交省において、博物館の整備・運営や文化施設周辺の公園的な土地利用に関する所要の調査を実施するための経費として、今年度比2.49倍の予算を要求している。「扇の要」となる施策として、引き続き着実に推進してまいりたいという予算である。

次に、アイヌ文化の振興、普及啓発に関する経費。これは、文科省及び国交省において、アイヌ文化振興法に基づき、アイヌ文化振興財団の行う各種事業に対する補助経費として、今年度比1.09倍の予算を要求している。「イランカラプテキャンペーン」の新規実施、イオル再生事業の拡充、さらにはアイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究などを含んでいる。

続いて、北海道アイヌ生活向上に関する経費。これについては、毎年、北海道からの要望を踏まえ、各省において所要額を要求している。来年度についても、高校生、大学生等に対する奨学金や、生活館の運営費など、総額で今年度比1.06倍の予算を要求している。

このほか、法務省における人権擁護の啓発に関する予算や、内閣官房の事務経費などを計上している。

以上のような要求を、9月に財政当局に提出している。国の財政状況は大変厳しく、事業の必要性も含め、厳しいやりとりを続けているが、財政当局の理解を得られるよう努力しているところ。

例年であれば年末には来年度予算の政府原案が決定される所、今年の日程は若干不透明ではあるが、いずれにしても、要求が最大限認められるよう引き続き努力してまいりたい。

- 標識等におけるアイヌ語地名や地名由来の表記促進とあるが、これは目に留まらない。現在のやり方でいいのかどうか、考えていただきたい。
- 「イランカラプテキャンペーン」が具体的に進み始めていることはとてもうれしいのだが、最近、アイヌ語を片仮名で表記する際のルールとして、「プ」を小文字で表記することが一般的になってきており、「イランカラプテ」の表記をどうするのかということを決めたほうがよいと思う。
- これは「イランカラプテ」に限らず、今後、アイヌ語を使用する機会を増やしていこうという方向性の中では検討を要することかと思う。
- 「北海道アイヌ生活向上」が約6億円ということだが、1997年には約34億円、国として17億円ぐらゐの予算があり、アイヌ文化振興法の附帯決議の5番目には、さらに支援の充実に努めるとある。ただ、実際には、予算は減る一方なので、この点については、ぜひこれからはしっかりと取り組んでいかなければいけないし、取り組んでいただきたい。

2 「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた、全国的見地からの施策の展開について

(1) 高等教育機関への進学支援等

- 奨学金について、北海道外に在住する方々にも支援を行うことについては、まず、アイヌの方々の認定についての取組を踏まえて行うことが前提であり、予算要求はできていないが、北海道とも相談を始めているところ。

ただ、「北海道アイヌ生活向上」事業としては、進学率の問題等があることを踏まえ、高校生、大学生等に対する奨学金等として、前年度比1.55倍の予算要求を行っている。厳しい財政状況ではあるが、引き続き調整をしていきたい。

(独)日本学生支援機構(JASSO)の奨学金あるいは授業料免除の周知については、JASSOの奨学金ガイドブックをアイヌ文化交流センターに備え置き、周知を図ることとしている。

大学等におけるアイヌ文化に関する活動の支援については、平成24年度においては運営費交付金等で措置しており、また、その執行についても、国立大学だけではなく、それと連携する私立大学にも支援が可能であることを各機関に伝達したところ。さらに、平成25年度の概算要求においても、運営費交付金の増額要求をさせていただいている。

高校生に対する奨学金事業は都道府県が実施しているが、文科省においては、奨学金を必要とする生徒に対し、わかりやすい、かつ、適切な制度内容の周知が行われるよう、会議等を通じて各都道府県に助言したところであり、今後も機会を捉えて、各都道府県に取組を促していきたい。

また、児童生徒が適切に相談できるように相談体制を整備することが必要だと考えており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの相談員を措置する都道府県の取組を支援している。スクールカウンセラーは、今年度は全国2万校に配置しているが、平成25年度は2万4,000校への配置を要求している。また、スクールソーシャルワーカーについても、今年度は全国で1,113人の配置しているのに対して、倍増の2,226人を要求しており、引き続き教育相談体制の整備に尽力してまいりたい。

- 奨学金事業について、北海道外、例えば首都圏に住んでいる人が首都圏の大学に行く場合には、支援の対象としないのか。
- 北海道が実施する北海道アイヌ子弟大学等修学支援等貸付制度の対象は、両親が北海道内に住む学生であること。したがって、北海道外に住む方は、特別制度としての北海道が行っている奨学金制度ではなくて、日本学生支援機構が実施する奨学金制度の対象となる。
- 北海道内で実施されている制度を、北海道外でも実施するというものではなかったのか。
- 政策の対象者をどうするか、という問題がある。そこをクリアした上で、北海道が実施している北海道アイヌ子弟奨学金制度を拡充して実施できるのか、あるいは別の制度を創設するのがよいのか、ということを検討する中で、まずは北海道の制度を拡充できないか北海道と相談を始めたところ。
- 要するに、北海道外の学生が北海道外の大学に進む場合に、JASSOのような一般対策以外にも可能性があるかどうかということについても検討の対象に含めている、ということか。
- 含めている。
- アイヌが日本の先住民族と認められてこの会議が開かれている中で、どうして北海道、北海道と言いつけるのかがわからない。北海道奨学金制度と、一般の奨学金制度を利用した場合の差が、返還条件についても何にしても大きい。それにもかかわらず道外のアイヌの子供が道外で進学する場合はJASSOの奨学金で対応できるというのは、何を言っているのか、という思い。
- ただいま申し上げたのは、現状ではそうなっているということであり、それをどう改善していくかということは検討する。
- JASSOのガイドブックにアイヌの子弟に関する項目はあるのか。
- ない。
- そうすると、アイヌの人たちがそれを見たときに、一般と同じだという意識しか抱かないわけだ。
- いろいろなツールがあることを周知していこうということ。特にJASSOの奨学金については、今年度から所得連動返還型無利子奨学金というものを創設し、年収300万以下の家庭の子息が大学に入学する際には、卒業後、年収300万円に達するまでは返済を猶予するという制度をつくらせていただいた。そういうものも含めていろいろな制度が利用できるということを普及できれば、ということでは

かせてもらっている。

- JASSOの奨学金に関しては、無利子ならば借りてもよいが、有利子はちょっと、という学生が結構多い。有利子といってもそれほどの負担ではないということが関係者はわかっているが、一般の学生はほとんど知らない。アイヌの方々にもそういう情報が十分に伝わっているとは思えないので、そういった点をわかりやすく知らせるような工夫なり配慮をお願いしたい。
- アイヌ文化交流センター以外には置いていないのか。
- 今のところはそこだけだが、ほかにも適当なところがあれば備え置きたい。また、PRの機会があれば説明に参りたい。
- アイヌの進学に関しては、複合的な理由によって15歳までに明らかに差がついている。幼児期における教育の重要性という観点についても指摘させていただきたい。

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

- 民生委員・児童委員に対する研修については、民生委員の全国会議において、アイヌの施策の動向を説明し、研修の充実をお願いしたところ。今年度は、民生委員の研修のための予算を新規に確保しているので、人権教育啓発推進センターが発行している「アイヌの人々と人権」という小冊子を、各都道府県で行われる研修会の場で配布したい。また、ケースワーカー向けの専門誌において、アイヌ施策の動向を紹介し、窓口でのきめ細かな対応をお願いしている。
広報・周知関係については、厚生労働省の広報誌に、アイヌ政策推進会議の議論の内容、アイヌ文化フェスティバルのPRなどを掲載させていただいた。さらに、アイヌ文化交流センターに、民生委員、生活福祉資金、生活再建のための資金、年金制度の概要、相談窓口の一覧表、こういったもののパンフレットを置かせていただいている。
こうした取組をさらに充実させながら、今後も続けてまいりたい。
電話相談、定期的な相談の実施については、新しい取組でもあることから、モデル的な実施も含めて、内閣官房とも連携をとりながら具体的な方策を詰めていきたい。
- 常設・特設の人権相談所においては、人権擁護委員等が相談に応じている。
アイヌの方々に対する差別など人権侵害の疑いがあるような事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査し、その結果、人権侵害の事実があると認められれば、その行為者に対して必要な啓発を行うとともに、人権侵害の排除、再発防止のための措置を、事案に応じて講じている。
- 民生委員、児童委員に対する研修などは、一見よい取組と思えるが、実際の効果は限定的。
また、人権擁護委員自身がアイヌのことを何もわからなければ、無に等しい。アイヌのことをわかってもらうのであればアイヌの歴史を知らせるべき。
一つお願いしたいのは、技術専門学院など、公共の職業訓練に通年の工芸デザイン科を設けてもらいたいということ。一般国民もアイヌもその工芸をやることによって理解が深まる。この理解が深まるといことが、ものすごく大切であるし、また、雇用にもつながる。
- 説明申し上げたのは生活等の相談に対する事項であり、要望の内容は就労の関係ではあるが、厚労省として、全体的にアイヌ政策を進めてまいりたい。
- アイヌの歴史について、法務局、特に人権擁護委員に適切に知らせるべきという御指摘と承った。
どのような方法が適切か、今後、検討してまいりたい。
- 民生委員の方々に勉強していただくことも大切だが、以前から言っているとおり、民族の相談にはデリケートな部分があって、アイヌにだからこそ話せる相談が多々ある。
- 誰が相談を受けるのか、あるいはどういった相談を中心にやっていくのか、そここのところを見極めながら進めていこうと思っており、まずはモデル事業として実施できないか検討しているところ。
- 同胞という安心感の上でしかできない相談があるから、アイヌの立場でアイヌの相談ができるよう検討してほしい。

- 問題意識は十分理解いただいていると思うので、モデル事業を拝見させていただいた上で、具体的な検討ないしは指摘をさせていただきたい。

(3) 安定した就労への支援

- 「アイヌの就労を支援する職業訓練の実施」について。求職者の適切な就労のためには、求職者の持つ能力等の状況に応じたニーズを十分に把握する必要がある、本人の希望に応じた適切な期間、内容の訓練に誘導するために、職業訓練の受講、受講期間中の支援等の活用を図るため、アイヌ文化交流センターに、職業訓練その他活用可能な支援制度等に関するパンフレットを備え置いたところ。今後、政策対象者の把握等の制度、その他の各種政策の状況に応じ、実施可能な対策を検討していく予定である。

「職業相談員に関する研修の実施、研修内容の更なる充実」について。現在、全国の各ハローワークの職業相談員に対しては、各地域の実情に応じて各種研修を行っているところであるが、今般、アイヌ推進作業部会の報告を踏まえ、アイヌの人々に関する研修・啓発用資料を作成した。各労働局において適宜これを活用してアイヌに関する研修を実施し、よりきめ細かな職業相談が実施できるよう、本年10月初めに通知を発出している。さらに本年10～11月にかけて開催された全国の各ブロック会議の場においても、この研修用資料を活用して研修などを行うよう、職員に対し指示を行ったところ。

「公正採用選考の各種啓発資料における記述の充実」について。就職差別のない公正な採用選考を推進する観点から、事業主向けの啓発資料にアイヌの人々に関する記載を盛り込むとともに、公正採用選考推進員を置いている事業所の事業主に対する研修会や、ハローワークの窓口で活用するよう、同じく本年10月初めに各労働局に通知したところ。

「現行の雇用施策の一層の周知」について。アイヌ文化交流センターに、現行の雇用政策のメニュー、各ハローワークの利用案内に関するリーフレットを備え置き、周知をお願いしているところ。

- 先ほども申し上げたが、民工芸の関係で通年の訓練を実施してもらいたい。そのことによってアイヌのことが非常に理解できるし、雇用にもつながる。日本全国で北海道だけが伝産品の指定を受けていない。民工芸の技術向上のためにも、通年で職業訓練を実施してほしい。
- 伝産品の指定は経産省の所管と認識しているが、訓練について何かあれば。
- 確認の上、早急にできるものであれば対応したい。
- 対応の結果あるいは経過については、報告いただけるものと思っているので、よろしくお願いする。
- 資料の記述等を充実させてきていると伺ったが、実物を拝見したい。

(4) 北海道外におけるアイヌ文化伝承等への支援

- アイヌ文化振興財団における情報発信機能の一層の充実として、本年10月1日からメールマガジンをおおむね月1回発行しており、また、ホームページのリニューアル作業を現在行っている。

アイヌ文化交流センターにおける取組の充実については、本年度、アイヌ文化交流センターの図書等を充実している。また、アイヌ文化に初めて触れる人を対象としたイベントを来年度から実施したいと考えている。さらに、今年は夏休みの特別イベントとして、編みかご作り体験を実施したところであり、こうしたイベントを充実してまいりたい。

さらに、国における情報発信機能を強化するというので、先日、内閣官房のホームページをリニューアルしたところ。

- アイヌ文化伝承活動への支援のうちアイヌ文化を学ぶ機会の充実については、現在、開設講座の拡充等に関する要望等の確認をアイヌ文化交流センターに依頼しており、それを踏まえ、来年度の講座の充実を図ることを考えている。学習成果を披露、発表する機会の充実については、首都圏でアイヌ語や伝統文化を学んでいる方々がその成果を発表するための経費を、来年度の概算要求に盛り込んでいる。

アイヌ語の伝承活動の支援については、来年度の概算要求において、アーカイブの作成に伴う調査研究のための費用を新規要求している。アイヌ語の音声を聞くだけであれば既存のアーカイブがあるが、学習ができるような形でアーカイブを構成することを考えており、その点で既存のアーカイブと

は異なる。それをネットに乗せることによって、道外の方でもアイヌ語を身近に学習できるような環境の整備につなげていきたい。

- アイヌ文化交流センターとパソコンの話しか出てこないが、全員がホームページを閲覧できる環境にはない。パソコンのパンの字も知らない人間にも周知できる方法をお考えにはならないのか。
- 検討させていただきたい。
- 以前から、ネットに慣れていないアイヌの方々が多いという御指摘は多々あるので、今後、委員も含めてアイヌの方々と話し合いながら具体的な方策を詰めていただきたい。
- 統括的にアイヌ語政策を実施していくため、アイヌ語専門官のような職を置くことは考えられないか。
- 専門官を置くというところまでは難しいだろうということは、話としては出ている。日本の場合、先住民族という観点からのアイヌ語ということがあると同時に、ユネスコから言われている消滅の危機にある言語として、いわゆる琉球諸語などもある。消滅の危機度が最も高いアイヌ語は言うまでもなく、それらの危機言語をいかに保存継承していくかを、政策の中の一つの大きな柱として位置付けて、国として何ができるかというところを検討している段階である。
- 例えば国語研究所では、日本語と琉球語の研究をしているが、アイヌ語はない。また、昔はアイヌ語専門官が置かれていた。なぜ復活できないか。琉球諸語だけが危機に瀕しているのではなくて、アイヌ語も指摘されているのだから、明確な方策をとっていただきたい。
- 少なからずある危機言語の中でアイヌ語だけ突出するわけにはいかないという含みもあるように伺ったが、有識者懇談会報告書においては、とりわけアイヌ民族については、歴史的な経緯において日本政府は一層強い責任を負っているということをうたっているのであり、その考え方を踏まえて検討いただきたい。
- 国立劇場には北海道にも残っていないような1960年代の資料がたくさんあるが、一般に利用できる形にはなっておらず、それを何とか改善していただけないかと思っている。きちっとした発声で歌うことが困難となっており、そのための資料がほしいという要望がとても強いのだが、その体制が整っていないので、そういったところに対する道を開いていただきたい。
- 実施内容が首都圏のアイヌにどの程度PRされているのか。北海道には生活相談員なり職業相談員としてアイヌが配置されている。彼らは、自分の町、自分の置かれている地域の中のアイヌを十分熟知しているから、周囲のアイヌに、いろいろな制度があることを周知できるが、関東では非常に難しい。だからこそ、同じアイヌの者を生活相談員なり職業相談員として配置していただきたい。そうすることで、一人でも多くの首都圏のアイヌに、こういう制度がある、国でこういうことを行っているということを周知できる。
- 生活館運営事業の関係で、以前、3年間ほどで制度の見直しがあると伺ったが、今後の展開をお聞かせいただきたい。
- 生活相談員は、生活館とほぼセットの形で配置をされているが、これに関わる補助金のうち、施設整備の方については今後見直しをすることになっている。運営費の方も見直し対象ではあるが、まだ確実に見直すということにはなっておらず、今後、対象となるかどうかといった状況である。

(5) その他

- 首都圏におけるアイヌの人々の交流の場の確保については、関東のアイヌの方々の要望を的確に把握して検討を進めることとしており、関東のアイヌの方々の御要望をお伺いしたいと考えている。
政策の対象者の認定については、政策対象者の認定が必要となる施策の検討状況を踏まえつつ、関係機関等から情報収集するなどしながら、対象者を認定するための組織あるいは基準について検討を行っているところ。

- アイヌの戸籍は、北海道内の市町村が全て持っている。火事になって焼けたものがあるが、法務局が持っている。北海道の市町村は、昭和12年まで、アイヌの家が何戸あり、男性が何人、女性が何人いるかというデータを全部とっていた。北海道庁発行の『北海道旧土人保護沿革史』にもそう書いてある。

また、松浦武四郎が、幕末に蝦夷地の全部のコタンを回って、そこに誰がいたかという資料まで残っている。

- 部会報告では、透明性及び客観性のある手法を慎重に検討することが必要とされている。戸籍だけで全部が確認できるかということも含めて検討していきたい。
- 戸籍だけで全部が確認できるか、とはどういうことか。
- 戸籍だけで完全に確認できるかどうかについては、違った角度からの意見も伺う必要があると思う。
- 松浦武四郎の文献は大変重要な資料だが、難しいのは、松浦武四郎の記録と現在の人々とがどういうふうにつながるかということであり、例えばアイヌ協会ははじめアイヌ民族の側から、どういう状況でどこまでできるか提起できないのか。
- 指摘の点は、必要な限り検討の俎上に載せるべきだろうと思うが、そのことがアイヌ民族の側に不当な負担をかけるようなことがないよう、アイヌ民族と政府側との協力の上で、然るべき調査を行っていくべきだと考える。
- 首都圏のアイヌの中で無年金者に対するアイヌ年金という要望が挙がっていたと思う。アイヌのお年寄りたちに功労金のようなものを支給することを検討していただきたい。

- 関係省庁には可能なものから直ちに実施していただいているものと考えているが、個々の項目の検討状況を伺うと、未だし、の感を受けるところもないではない。

一点目は、奨学金の充実。これについては、根本的にアイヌ民族を対象とする奨学金制度をどう構築すべきか、という点を常に念頭に検討する必要があるものと思っているが、本日のやりとりで、問題の所在も含めて課題の全てが明らかにされたとは言い難い。

二点目は、生活相談の取組の実施、実質的な生活等の相談体制の充実。今後、モデル事業を実施して具体的な検討を進めていくとの説明があったが、今後の方向性や具体的な問題点等について、なお検討すべき余地が残されているという印象である。

三点目は、職業訓練の実施。アイヌの方々からは強い要望が出ており、これを具体化できるかどうか、なお意見交換が必要だと感じている。

四点目は、首都圏における交流の場の確保。これまでの部会の中で、そうした場の必要性が指摘されているが、なかなか結論が見えてこない。

以上の四点については、改めて課題等を整理して報告いただく機会を設けるべきとの感を抱いており、事務局には、そういう形での整理をお願いしたい。

3 「民族共生の象徴となる空間」に係る検討状況等について

- 第4回アイヌ政策推進会議における当部会の報告を踏まえ策定した「民族共生の象徴となる空間」基本構想は、象徴空間においてどういった整備、取組を行っていくかという基本的な方向性を示したものである。

基本構想を踏まえ、平成25年度末までの検討内容としては次の4点を考えている。一点目は、博物館の基本構想。これについては、現在、文化庁で委員会をつくり、検討いただいている。二点目は、公園的な土地利用。これについては、現在、国土交通省で検討いただいている。三点目は、文化伝承・人材育成、体験交流活動について、象徴空間の中で一体どういったことを実施するかということ。具体的な内容について、関係者から意見を伺いながら内閣官房が中心となって検討することとしており、後ほど詳しく説明させていただく。四点目は、象徴空間全体の整備・管理運営の手法のあり方。これについては、他の三つの検討などを踏まえて、今後議論していくこととしている。

全体の流れとして、これまでは、象徴空間とは一体何なのか、どのような役割を持たせるのか、どこにつくるのか、といった基本的なコンセプトについて検討してきた。今後、平成25年度までに、さ

らに具体的にどのような活動を行っていくのか、どのように整備・管理運営していくのか、といった点などを検討してまいる予定。それらの検討を踏まえて、またさらに必要な点を詰めながら、整備につなげていく。

文化伝承・人材育成、体験交流活動などの具体的な取組内容については、有識者や若手を含むアイヌの方々の声を聴きながら、平成25年夏を目途に一定の結論を得るとされている。今後、内閣官房において素案を作成し、随時この部会でも議論いただきつつ、並行して有識者やアイヌの方々の声を聴きながら、来年6月ごろを目標におおむねのイメージを取りまとめたい。なお、こういった実際の取組内容となると、実施してみなければわからない部分が多々あるかと思うので、実施段階になってからも柔軟に対応できるような大きな方向付けをしていきたい。

検討に当たっての留意点として、まずは、象徴空間が「ナショナルセンター」としての役割を果たすという観点から、アイヌ文化の将来への継承を確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造発展につなげていくこと。また、白老以外の各地の文化伝承の取組がより活性化されていくような仕組みを考えていかなければならないと考えている。こうした観点から、象徴空間で行われる活動は、現在の(財)アイヌ民族博物館や白老地域イオル再生事業で行われている取組を土台としながら、象徴空間ならではの新たな取組を実施していくべきではないかと考えている。また、各地域との連携、ネットワークに向けて、各地域の方々が象徴空間で学び、それを各地で実践できるような工夫も考えていかなければならない。また、体験交流については、象徴空間がアイヌ文化への関心の、いわば入口となって、さらに各地域で深く学びたいといった関心につなげていく、各地域に誘っていくような役割を果たせるように工夫していきたい。

最後に、象徴空間ならではの取組として、象徴空間のアイヌ語の愛称を公募するとか、アイヌ語を象徴空間の公用語と位置付けるような工夫、例えばスタッフが来訪者をアイヌ語で出迎えるとか、場内アナウンス、掲示板、パンフレットなどを可能な限りまずアイヌ語で書き、その次に日本語で説明するような工夫が考えられないか。また、体験交流を例にとると、アイヌの古老の方々や地域の方々から話を聴く機会を多く設けるなど、顔の見える交流を確保していく。象徴空間を訪れる子供たちがアイヌの子供の遊び、アイヌ民話の絵本などに触れ親しむ機会をつくる。さらには国内外、特に海外の先住民族の文化などをあわせて紹介する。こうした工夫を重ねることが大切と考えている。さらに具体的な内容については、次回以降の部会で議論いただけるように検討してまいりたい。

- 白老のイオル再生事業における担い手育成事業で学んでいる方を、事業終了後にどのように遇していくかというのが大きな問題である。さらに上のレベルの担い手事業を考えていく、あるいは象徴空間の事務局なり準備委員会なりをつくったときに、そこで勤務してもらい、将来的に職員として採用するといった方向性をつくっていく必要があるのではないかと。そうすることで担い手のやる気も出てくるし、これが将来的に雇用につながるのであれば、さらに若手の受講者も増えてくると思う。

職員の構成をどうするかということは、管理のあり方に関わってくるのだろうが、担い手の人たちが、さらに知識、技術を磨いていけるような方策を考えていく必要があるのではないかと。

- 今の段階ですぐに結論が出せるわけではないが、私どもも問題意識は持っており、そういった勉強をされた方々の知見を活用できるような形、将来につなげていくような仕組みを考えていきたい。
- アイヌの人骨について、12月を目途に調査を実施していると聞いているが、その後どうするのか。どのようにして返還するのか、どのようにアイヌと話し合いをするのか。
- 文部科学省において、全国の大学を対象に、12月を期限としてアイヌの人骨の保管状況の調査を進めている。象徴空間の作業部会報告にあるとおり、遺族等に返還可能なものについては返還するというのが最初のステップであり、文部科学省、また私どもでも、返還手続をどういった形で進めていくべきか検討を進めているところ。返還手続のあり方についてある程度形が見えてきた段階で議論いただきたいと考えている。返還の目途が立たないものについては、象徴空間に集約して尊厳ある慰霊に配慮するというのが部会報告で決まった方針と理解している。

4 国民理解を促進するための活動（戦略的広報）の進捗状況について

- 国民理解の促進に向けた具体的な活動事例をいくつか紹介する。

本年10月31日、新千歳空港国際線ターミナルにおいて、タイ国際航空とハワイアン航空の就航に合わせたイベントとして、就航便が到着する時間に合わせて、古式舞踊の披露を行った。

また、首都圏における普及啓発活動の充実として、アイヌ文化交流センターにおいて、展示の充実、図書の貸出を行うこととしているほか、児童向けの文化体験イベントを開催している。

インターネットを活用した取組として、内閣官房のホームページを見やすいデザインに改善するとともに、ひとことアイヌ語講座やアイヌ政策の概要などの関連情報を新しく掲載した。また、アイヌ文化振興財団においても、メールマガジンの発行あるいはホームページのリニューアルに取り組んでいる。このほか、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報発信も検討している。

当部会の報告にあった「イランカラプテキャンペーン」については、「イランカラプテ」を北海道のおもてなしの合言葉と位置付け、普及啓発のキャンペーンを展開することを考えている。民間企業を含む多様な主体に加わっていただく仕組みを構築したいと考えており、PRのプロの発想も活用しつつ、徐々に裾野を拡大して国民の理解促進を図りたいと考えている。具体的には、ロゴマークやキャッチコピーの作成、空港等における「イランカラプテ」の表示、専用のホームページ、紙媒体、映像を用いた広報などを戦略的に実施していきたい。

冒頭、「イランカラプテ」の表記についての話があった。この点については統一を図ってまいりたい。

部会報告でいただいた提案の実施状況を御説明すると、観光分野については、看板等の表記、空港での取組を進めている。マスメディアについては、マスメディア関係者との情報交換を検討したいと考えている。その他、来年度にかけて、アイヌ民話の定番絵本を作成するほか、イオル事業での体験交流活動も進めてまいりたい。インターネットについては、内閣官房とアイヌ文化振興財団のホームページのリニューアルを行ったところ。アイヌ文化交流センターについては、児童・生徒向けワークショップを開催している。

取組に当たっての留意点として、部会報告では、多様な主体との連携を図っていくべきとされていることから、今年度、民間企業など様々な主体の普及啓発活動を促進するための調査検討を開始しており、検討成果を翌年度以降の普及啓発に役立ててまいりたい。

最後に、検討課題として、提案のような形になるが、有識者懇談会報告では、全国的に期間を集中して、アイヌ民族に関する歴史や文化について国民の理解を深める広報活動や行事を実施することとされていることから、例えば、国会決議から5周年が経過する来年6月6日の時期、おおむね1週間間に各種イベントを集中して実施してはどうかと考えている。事業を実施する主体に登録していただき、取りまとめの上、ホームページ等で公表しマスメディアに紹介する。イベントをある程度集中させることによって情報発信の強化につながるのではないかと考えている。

- 国会決議に触れているが、一番大事なことは、なぜ日本の国が国会決議をしたのかということ。文化一辺倒で、先住民族としての施策が出てこない。国会決議では、日本が近代化する過程において、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を厳粛に受け止め、とある。先住民族の権利に関する国連宣言を踏まえ、とある。国連宣言の関連条項を参照しつつ、とある。

教育、生活、健康、年金、アイヌはいずれも大変な状況にある。そのことをどのようにお考えか。

- 今回の議題は国民理解の促進であるが、御指摘は重要な点と捉えており、しっかりと取り組んでまいりたいと考えている。
- いわゆる少数民族の中の一つという位置付けで政策を実施するのではないということは、当部会においても繰り返し確認しておく必要があると思う。国会決議を受けて設置された有識者懇談会の報告を更に具体的なものにするために、当部会の検討が行われているのであるが、5年が経過する中で、その意識が薄れているのではないかと思うことがないではないので、繰り返しそれを思い起こしながら検討を進めたい。
- これまでは空港を主体に見ていたが、JR北海道の方からも、駅でも積極的にアイヌ文化を発信していこうという話をいただいている。まもなく北海道新幹線が函館まで入ってくる。アイヌ文化を中

心にした情報発信を行う絶好のチャンスだと思うので、ぜひ、駅での取組も加えていただきたい。

- 駅における広報は非常に効果があると思うので、関係機関と調整させていただきたい。
- 御承知のように、北海道内の企業を巻き込んだネットワークをつくって国民理解の促進につなげていこうという動きが始まっており、私としても心強く思っているところであるが、そういった動きが全国に広がり、アイヌ民族の地位の向上を支えていく形になってほしいと思っている。

5 その他

- 次回の開催日程については、別途調整させていただきたい。議題については、象徴空間の更なる検討状況、また、全国の見地からの施策の展開のうち特に指摘のあった四項目などが考えられる。
個人認定については、現在、内閣官房を中心に事前の検討を行っている。ある程度まとまった段階で、当部会で議論いただきたい。
- 今、アメリカのインディアンでは、自分たちの親戚だけで囲ってしまうということが非常に問題になっていると伺っている。私としては、幅広く皆が一緒に事に当たるべきであり、そのことが重要だと思っている。象徴空間についても、アイヌだけではなくて、世界の少数民族、先住民族を見てもらいながら、アイヌはどうであるかという形で実施してもらいたい。
- 国会決議の重みについて指摘があったが、私も日本国民の一人として、この問題は早く解決しなければいけないという思いで進めてきたつもりである。ただ、現在の役所のシステムの中で、どうしたらその問題を優先順位の高いところに置けるのか、これは実はなかなか難しい問題があって、ここを改革しないとイケないのではないかと思っている。先住民族としてしっかり位置付け、それを各省庁にしっかりと理解してもらいながら実現していく、このことはこれからも頑張っていきたい。

(以上)